RCEP は本当に質が低いのか? — 関税率の観点から

早川和伸



● 既にその他の地域貿易協定が存在するペアにおいても、RCEP によりさらに低い関税率が利用 可能になる品目も少なくない。

2020年11月、ついに東アジア地域の包括的経済連携(RCEP)が15カ国(日中韓にASEAN10カ国、そしてオーストラリア、ニュージーランド)のあいだで署名された。第一回目の交渉会合が2013年5月に開始されてから、署名まで実に7年半の歳月がかかった。終盤ではインドの離脱もあった。そのような事情から、地域貿易協定(RTA)としての質を落として、とにかく交渉妥結を優先した、と言われることもある。しかしながら、RCEPは本当に質が低いのであろうか?本レポートでは、RCEPにおける物品関税の削減に絞り、その質を検証する。

MFN 税率との比較

まず、RCEPの特恵対象品目率を確認しよう。 すなわち、どれくらいの品目で、最恵国待遇 (MFN) 税率よりも低い関税率が RCEP によっ て提供されているかを調べる。そのためには当 然、品目ごとに MFN 税率と RCEP 税率を比較す る必要がある。品目は世界共通の HS6 桁レベル ではなく、より細かい各国のタリフライン・レ ベルで定義される(例えば日本では9桁)。ここ で最大の難関が待ち構えている。HS 番号は5年 に1度大幅な改訂がされ、2021年現在に利用 されている HS 番号は 2017 年に設定された HS2017 版に基づく。一方で、RCEP 協定書に記 されている各国の譲許表は、2012年に設定され た HS2012 版で作成されている。そのため、RCEP 税率をタリフライン・レベルで比較するために は、HS2012 版に基づく MFN 税率と比較する必 要がある。MFN 税率が年々変わる可能性を考えると、できるだけ現在に近い、HS2012 版の品目分類に基づく MFN 税率と比較することが望ましい。そこで、HS2012 版が用いられた最終年である、2016 年時点の MFN 税率と比較することとする。

ただし、いくつかの国については別の年の MFN 税率を用いる。RCEP 税率は RCEP 協定の 譲許表から入手するが、RCEP 税率以外の関税率 は世界貿易機関(WTO)などによる「World Integrated Trade Solution (WITS) | ⋄ 「Tariff Analysis Online (TAO)」から得る。ここで発生 する新たな問題は、これらのデータベースでは、 各国の関税率情報が毎年得られるわけではなく、 また得られたとしても、一部の関税率のみ(例 えば MFN 税率のみ) であることである。後の分 析で、MFN税率のみならず、その他の既存のRTA 税率とも比較するために、既存の RTA 税率に関 する情報も提供されている年のデータを用いる。 その結果、カンボジア、マレーシアでは2014年、 韓国、ラオス、ミャンマーでは 2015 年のデー タを用いる。また、HS2017版へのアップデート が遅れたことが幸いし、フィリピンとベトナム では2017年のデータを用いる。

また、厳密には日本のタリフライン番号は、同じ HS のバージョン内においても、毎年わずかながら変更される。RCEP の譲許表は 2014 年時点のタリフライン番号に基づくため、厳密に番号をそろえるには 2014 年の関税データを用いる必要がある。しかしながら、2014 年から

RCEP は本当に質が低いのか?——関税率の観点から

2016 年にかけて、既存の RTA 税率が刻々と変化している。そのため、2014 年の関税率表を用いると、関税番号が合わないことによる取りこぼしを最小限にできる一方、後に既存の RTA 税率と比較する際に 2 年分の RTA 税率の変化を無視することになる。本稿では後者の問題をより深刻にとらえ、日本について 2016 年のデータを用いることとする。最後に、税率の「比較」を行うために、従価税が用いられている品目に限定する。この処理により、本レポートで示される数字と外務省等が報告している数字にわずかながら乖離を生むことになる。

表 1. RCEP 発効 1 年目における特恵対象品目率: MFN 税率との比較

	Exporter														
Importer	AUS	BRN	CHN	IDN	JPN	KHM	KOR	LAO	MMR	MYS	NZL	PHL	SGP	THA	VNM
AUS		0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
BRN	0.78		0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
CHN	0.96	0.96		0.96	0.88	0.96	0.88	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
IDN	0.88	0.89	0.85		0.86	0.89	0.85	0.89	0.89	0.89	0.88	0.89	0.89	0.89	0.89
JPN	0.93	0.93	0.90	0.93		0.93	0.87	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
KHM	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
KOR	0.95	0.95	0.86	0.95	0.82	0.95		0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
LAO	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48		0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
MMR	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52		0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52
MYS	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81		0.81	0.81	0.81	0.81	0.81
NZL	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92		0.92	0.92	0.92	0.92
PHL	0.88	0.88	0.86	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88		0.88	0.88	0.88
THA	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90		0.90
VNM	0.91	0.92	0.86	0.92	0.88	0.92	0.88	0.92	0.92	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	

出所) TAO、WITS、RCEP協定書をもとに計算。

注)総品目数に占める、MFN 税率よりも低い RCEP 税率が設定されている、もしくは MFN 税率が既にゼロの品目数のシェアを示している。

それでは MFN 税率と比較し、RCEP の特恵対象品目率を計算する。具体的には、比較された総品目数に占める、MFN 税率よりも低い RCEP 税率が設定されている、もしくは MFN 税率が既にゼロの品目数のシェアを計算している。表1では、RCEP 発効後1年目に提供される RCEP 税率と比較している。RCEPでは一部の国が共通譲許ではなく、個別譲許を採用しているため、国ペアごとに計算している。また、ほぼすべての品目で MFN 税率がゼロである、シンガポールを輸入国とするケースは掲載していない。

ほとんどの国ペアで9割を超えているものの、後発開発途上国(LDC)であるカンボジア、ラオス、ミャンマーが輸入国となるペアでは5割程度、もしくはそれを下回る水準になっている。このことから LDC への配慮がうかがえる。日本から中国に輸出する際にも、88%の品目がRCEP 特恵対象になっている。その他のRTA同様、RCEPにおいても段階的に関税率が低下していく品目がある。中国ではすべての約束された

関税削減が完了するのは 36 年後である。そこで、最終年における RCEP 税率と MFN 税率を比較し、RCEP の特恵対象品目率を計算したものが表 2 である。表 1 に比べ、さらにシェアが上昇していることが分かる。とくに、LDC 諸国でも8 割を超える水準になっている。

表 2. RCEP 最終年における特恵対象品目率: MFN 税率との比較

							E	xport	er						
Importer	AUS	BRN	CHN	IDN	JPN	KHM	KOR	LAO	MMR	MYS	NZL	PHL	SGP	THA	VNM
AUS		0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
BRN	0.99		0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
CHN	0.96	0.96		0.96	0.88	0.96	0.89	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
IDN	0.95	0.96	0.93		0.93	0.96	0.93	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
JPN	0.93	0.93	0.90	0.93		0.93	0.87	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
KHM	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87		0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87
KOR	0.95	0.95	0.87	0.95	0.83	0.95		0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
LAO	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86		0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86
MMR	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86		0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86
MYS	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93		0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
NZL	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98		0.98	0.98	0.98	0.98
PHL	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97		0.97	0.97	0.97
THA	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93		0.93
VNM	0.95	0.95	0.90	0.95	0.93	0.95	0.93	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	

出所) TAO、WITS、RCEP協定書をもとに計算。

注)総品目数に占める、MFN 税率よりも低い RCEP 税率が設定されている、もしくは MFN 税率が既にゼロの品目数のシェアを示している。最終年は、日本で 21 年目、マレーシアとインドネシアで 23 年目、ブルネイとベトナムで 25 年目、韓国で 35 年目、中国で 36 年目であり、その他の国では 20 年目となっている。

既存 RTA 税率との比較

どれだけ MFN 税率よりも低い RCEP 税率が設定されていても、既存の RTA で同程度、もしくはそれ以下の特恵関税率が利用可能であれば、RCEP は少なくとも関税上の追加的な利益を生まないことになる。そこで 2019 年時点(韓国とタイは 2018 年)に利用可能な RTA 税率のもとで、すでに無税になっている品目のシェアを計算する。ここで有税として残っている品目以上に、より低い RCEP 税率が利用可能になる品目は存在しないため、そうした有税品目シェアが、RCEP により低い税率を提供できるシェアの最大値となる。

表 3.2019 年時点における無税品目率

	Exporter														
Importer	AUS	BRN	CHN	IDN	JPN	KHM	KOR	LAO	MMR	MYS	NZL	PHL	SGP	THA	VNM
AUS		0.97	1.00	0.97	0.94	0.97	0.99	0.97	0.97	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	0.97
BRN	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
CHN	0.94	0.94		0.94	0.10	0.94	0.43	0.94	0.94	0.94	0.98	0.94	0.94	0.94	0.94
IDN	0.88	0.98	0.84		0.90	0.98	0.87	0.98	0.98	0.98	0.88	0.98	0.98	0.98	0.98
JPN	0.87	0.88	0.45	0.88		0.88	0.45	0.88	0.88	0.88	0.86	0.91	0.90	0.89	0.90
KHM	0.14	0.99	0.86	0.99	N.A.		0.83	0.99	0.99	0.99	0.14	0.99	0.99	0.99	0.99
KOR	0.87	0.91	0.48	0.91	0.14	0.91		0.91	0.91	0.91	0.82	0.91	0.94	0.91	0.94
LAO	0.12	0.97	0.98	0.97	0.09	0.97	0.90		0.97	0.97	0.12	0.97	0.97	0.97	0.97
MMR	0.05	0.90	0.77	0.90	0.05	0.90	0.71	0.90		0.90	0.05	0.90	0.90	0.90	0.90
NZL	1.00	1.00	1.00	0.97	0.95	0.97	0.96	0.97	0.97	1.00		0.97	1.00	1.00	0.97
PHL	0.95	1.00	0.85	1.00	0.95	1.00	0.87	1.00	1.00	1.00	0.95		1.00	1.00	1.00
THA	0.99	1.00	0.88	1.00	0.92	1.00	0.87	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
VNM	0.85	0.99	0.87	0.99	0.80	0.99	0.84	0.99	0.99	0.99	0.85	0.99	0.99	0.99	

出所)TAO、WITSをもとに計算。

注)カンボジアの関税率表に、日本との ASEAN+1 RTA

No. 140

RCEP は本当に質が低いのか?——関税率の観点から

に関する税率が掲載されていなかったため、欠損させた。0.9以下のセルには色付けしている。一般特恵関税制度(GSP)に基づく税率は対象外としている。

2019 年時点における無税品目率が表 3 に示されている。多くの国ペアですでに 90%以上の品目が無税となっていることが分かる。相対的に有税品目率が高いのは、日本への輸入、またはプラスワン諸国(オーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランド)からの輸出といったところである。こうした輸入、輸出において、RCEPがより低い関税率を提供する可能性がある。このことを念頭に置きながら、既存の RTA 税率も含めた最低税率と RCEP 税率を比較する。

それでは RCEP 税率のほうが低い関税率を提供されている品目数のシェアを計算する。比較はタリフライン・レベルで行われるため、表 3とは異なり、表 1、2のように 2016 年付近の時点で利用可能な RTA 税率のみが考慮されていることに注意すべきである。したがって、2016 年から 2019 年にかけて大きく関税率が低下しているならば、これから計算されるシェアは表 3から計算される有税品目率を超えることになり、あきらかに過大評価となる。

とくに注意すべきは、利用している関税データ年以降に発効されている RTA 以外に、利用データ年時点で RTA が存在しないペアである。例えば、日本とニュージーランドの間では現在、包括的・先進的 TPP 協定(CPTPP)税率が利用可能であるが、2018 年末に発効しているため、CPTPP税率はここでの比較対象になっていない。また、同様に韓中 RTA が 2015 年末に発効しているが、利用している 2015 年の韓国の関税データには本 RTA 税率がまだ含まれていない。そのためこれらのペアについては誤解を防ぐためにシェアを掲載しない。

表 4. RCEP 発効 1 年目における特恵対象品目率: 最低税率との比較

	~ -														
	Exporter														
Importer	AUS	BRN	CHN	IDN	JPN	KHM	KOR	LAO	MMR	MYS	NZL	PHL	SGP	THA	VNM
AUS		0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
BRN	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
CHN	0.48	0.01		0.01	0.81	0.01	0.22	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
IDN	0.02	0.00	0.07		0.09	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
JPN	0.07	0.02	0.43	0.01		0.02	0.40	0.02	0.02	0.01	N.A.	0.01	0.02	0.01	0.01
KHM	0.16	0.09	0.09	0.09	0.16		0.16	0.09	0.09	0.09	0.16	0.09	0.09	0.09	0.09
KOR	0.07	0.04	N.A.	0.04	0.66	0.04		0.04	0.04	0.04	N.A.	0.04	0.02	0.04	0.04
LAO	0.33	0.00	0.00	0.00	0.48	0.00	0.35		0.00	0.00	0.33	0.00	0.00	0.00	0.00
MMR	0.37	0.02	0.05	0.02	0.47	0.02	0.33	0.02		0.02	0.37	0.02	0.02	0.02	0.02
MYS	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
NZL	0.00	0.00	0.00	0.06	N.A.	0.06	0.00	0.06	0.06	0.00		0.06	0.00	0.00	0.06
PHL	0.01	0.00	0.02	0.00	0.16	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01		0.00	0.00	0.00
THA	0.00	0.00	0.05	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
VNM	0.15	0.00	0.02	0.00	0.31	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.15	0.00	0.00	0.00	

出所)TAO、WITS、RCEP協定書をもとに計算。 注)既存の最低税率(GSP税率を除く)よりも低いRCEP税率が設定されている品目数のシェアを示している。 0.1 以上のセルには色付けしている。N.A.はデータが不 十分なことによる欠損を示す。

RCEP 発効 1 年目の税率と比較したシェアが表 4 に示されている。RCEP 以外に RTA が存在しない、日中間および日韓間は当然高いシェアを示している。これらのペアで表 1 と異なるシェアになっているのは、表 1 は MFN 税率がゼロの品目もシェアの分子に含んでいるからである。ASEAN+1 RTA 等を結んでいるものの、プラスワン諸国から CLMV 諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)への輸出でも高いシェアを示している。

一方、オーストラリアから中国への輸出を見ると、表 3 では 2019 年時点で既に 94%の品目で無税になっている一方、表 4 では 5 割程度の品目で RCEP がより低い税率を提供することが示されている。すなわち、既存 RTA により、2016年から 2019 年の 3 年間でかなりの品目が無税になっていたことが分かる。

こうした過大評価を避けるために、表3において関税削減余地が認められた、日本への輸入、またはプラスワン諸国からの輸出に限定して表4を解釈すべきである。すなわち、RCEP1年目では、既存RTAの存在しない日中間および日韓間、そしてプラスワン諸国からCLMV諸国への輸出において、RCEPは相対的に多くの品目で、より低い関税率を提供すると述べるに留める。

表 5. RCEP 最終年における特恵対象品目率: 最 低税率との比較

	Exporter														
Importer	AUS	BRN	CHN	IDN	JPN	KHM	KOR	LAO	MMR	MYS	NZL	PHL	SGP	THA	VNM
AUS		0.03	0.07	0.03	0.07	0.03	0.06	0.03	0.03	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.03
BRN	0.03		0.02	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
CHN	0.69	0.01		0.01	0.81	0.01	0.71	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
IDN	0.05	0.00	0.10		0.14	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00
JPN	0.14	0.06	0.43	0.05		0.08	0.40	0.08	0.08	0.03	N.A.	0.04	0.06	0.05	0.07
KHM	0.73	0.45	0.45	0.45	0.74		0.74	0.45	0.45	0.45	0.73	0.45	0.45	0.45	0.45
KOR	0.21	0.04	N.A.	0.04	0.67	0.04		0.04	0.04	0.04	N.A.	0.04	0.03	0.04	0.04
LAO	0.86	0.04	0.01	0.04	0.86	0.04	0.86		0.04	0.04	0.86	0.04	0.04	0.04	0.04
MMR	0.82	0.06	0.12	0.06	0.82	0.06	0.82	0.06		0.06	0.82	0.06	0.06	0.06	0.06
MYS	0.01	0.00	0.03	0.00	0.01	0.00	0.04	0.00	0.00		0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
NZL	0.00	0.00	0.00	0.09	N.A.	0.09	0.12	0.09	0.09	0.00		0.09	0.00	0.00	0.09
PHL	0.03	0.00	0.09	0.00	0.21	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.03		0.00	0.00	0.00
THA	0.00	0.00	0.06	0.00	0.07	0.00	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
VNM	0.29	0.02	0.07	0.02	0.49	0.02	0.10	0.02	0.02	0.02	0.29	0.02	0.02	0.02	

出所)TAO、WITS、RCEP協定書をもとに計算。 注)既存の最低税率(GSP税率を除く)よりも低いRCEP税率が設定されている品目数のシェアを示している。 0.1以上のセルには色付けしている。N.A.はデータが不十分なことによる欠損を示す。

表 5 は、RCEP 最終年における RCEP 税率との 比較を行った結果を示している。色付けされた セルがかなり増えていることが分かる。しかし ながら、ここで注意すべき点は、比較に際して、 既存の RTA 税率については、あくまで 2016 年

No. 140

RCEP は本当に質が低いのか?——関税率の観点から

付近のものを利用しており、既存 RTA の段階的 関税削減のスケジュールは考慮されていない点である。とくに近年発効している二国間 RTA では、段階的削減がさらに進むため、注意が必要である。例えば中韓 RTA においても、あと 15年ほどは段階的に関税が削減される。そのため、15年後の中韓 RTA 税率と RCEP 最終年における RCEP 税率を比較すると、必ずしも RCEP 税率のほうが低いということにはならない。

また、表 4 のように、ここ数年間の関税削減が反映されていないことも影響している。実際、これが原因でカンボジアを輸入国、その他ASEAN 諸国を輸出国としたケースでは、表 3 が既に 99%の品目で無税になっていることを示しているにもかかわらず、表 5 では高い水準となっている。オーストラリアから韓国への輸出も同様である。そのため、ここでも日中間および日韓間、そしてプラスワン諸国から CLMV 諸国への輸出において、より多くの品目で RCEPは最終年に低い関税率を提供すると述べるにとどめる。

おわりに

本レポートでは、関税面から RCEP の質を検証した。これまで RTA が存在しなかった、日中間、日韓間の間で特恵関税が利用可能になることの利益は当然大きい。また、プラスワン諸国

から CLMV 諸国への輸出を中心に、すでにその 他の RTA が存在するペアにおいても、RCEP に よりさらに低い関税率が利用可能になる品目も 少なくないことが分かった。

本レポートでは不完全なデータのもとで分析を行ったが、より精緻な比較をするためには、共通の HS バージョンのもとで、将来の関税削減スケジュールを含め、全 RTA の税率に関する情報が必要となる。こうした情報は、企業が今後どの RTA を使っていくかを計画するうえでも重要である。RCEP 協定第 18 章で設置が規定されている「RCEP 合同委員会」、もしくはその補助機関として置かれる「物品に関する委員会」などにより、こうした情報が整備されることを願う。

最後に、本レポートは RCEP 協定書が公表されたことに伴い、迅速にその性質を紹介することを目的に作成されている。PDF 形式で公表されている譲許表を CSV 形式に変換する過程で誤りがあるかもしれないし、また各種関税率と比較する際にプログラムミスをしているかもしれない。そのため、表内の数字に誤りがある可能性もあることに留意されたい。

(はやかわ かずのぶ/開発研究センター・経 済地理研究グループ)